

和保育園 重要事項説明書

【令和7年1月1日現在】

1 事業者

事業者の名称	東御市
代表者氏名	東御市長 花岡 利夫
法人の所在地	長野県東御市 281-2
法人の電話番号	0268-62-1111
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

2 事業の目的

児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ります。

3 運営方針

- (1) 家庭や地域社会と連携を密にして家庭養育の支援をし、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意します。
- (2) 「心身ともに健康で心豊かな子ども」を育成するため「養護」と「教育」の一体化によって進めます。
- (3) 保育者は、豊かな人間性をもって乳幼児の人間の基礎づくりをします。

4 保育所の概要

名称	東御市立 和保育園
所在地	長野県東御市和 8017-2
電話番号	0268-63-6815
法人創立年月日	—
事業認可年月日	昭和39年6月1日
園長氏名	金井 由美子
利用定員	0歳児・・・ 6人 1・2歳児・・・ 34人 3・4・5歳児・・・ 110人 計 150人
職員数	38人

特別保育の実施状況	長時間保育、一時保育 土曜・休日保育（田中保育園で実施） 病児保育（衾津保育園で実施） 病後児保育（海野保育園で実施・現在休止中）
職員への研修の実施状況	職種・経験に基づき各自の職務のレベルを高めるため、対象となる職員に実施
嘱託医	内科医 1 名 歯科医 1 名

5 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで ただし希望保育として、 土曜・日曜・祝日・お盆期間の保育を田中保育園で実施
開所時間	7 時 30 分～19 時 00 分
保育短時間の保育時間	8 時 00 分～16 時 00 分
保育標準時間の保育時間	7 時 30 分～18 時 30 分
休所日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）、 事業者が別に定める日

6 施設の概要

敷地 面積	7,446.20 m ²
建物	木造（一部鉄骨）1 階建て 延べ床面積 1,424.44 m ²
施設の内容	・保育室 9 部屋（0 歳児 1 部屋、1 歳児 1 部屋、2 歳児 1 部屋、3 歳児 2 部屋、4 歳児 2 部屋、5 歳児 2 部屋） ・一時保育室 1 部屋 ・相談、病児室 1 部屋 ・職員室、遊戯室、調理室

7 職員体制

職 名	人数
園長	1 人
保育士 ※内、主任保育士 1 人 (長時間保育士・代替保育士)	22 人 9 人
調理員 (代替調理員)	4 人 1 人
保育キーパー	1 人

8 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は東御市が決定します。

(2) 実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

- ① 3 歳以上児の副食（おかず、おやつ）費
- ② 新年度用品（徴収額は年齢等によって異なります。）
- ③ 卒園写真代（年長児）
- ④ （独立行政法人）日本スポーツ振興センター「損害賠償保険」掛金
- ⑤ 保護者会費（保護者会から徴収があります。）

(3) 延長保育料

30 分 60 円

9 給食について

昼食・おやつ	園内で調理して提供しています。 保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をメール配信します。 おやつ 3 歳未満児：2 回（午前・午後） 3 歳以上児：1 回（午後） ※3 歳未満児の主食代と副食代は、保育料に含まれます。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（生活管理指導表）を添えて申込書（食物アレルギーによる特別給食申込書）を保育所に提出してください。個別にご相談のうえ、生活管理指導表に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応します。

10 おたよりについて

(1) 年間行事予定

毎年別途保護者へ「年間行事予定表」を配布しています。

(2) 園だより

毎月「きずなメール」で配信します。行事等の詳細はこちらでご確認ください。

(3) クラスだより

毎月発行し、紙のおたよりを配布しています。

(4) 別途、必要に応じて配布または配信します。

11 入園できる条件と選考方法

東御市が定める条件、選考方法により決定します。

12 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 緊急時の対応

(1) 保育時間中に体調等が急変した場合は、保護者の指定する緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

(2) 状況に応じて、救急車等を要請します。

14 非常災害対策

保育園危機管理マニュアルに沿って対応します。なお、危機管理マニュアルの内容は以下の通りです。

- ・疾病等における予防と対応
- ・火災における予防と対応
- ・地震における予防と対応
- ・事件（不審者）における予防と対応
- ・事故発生における予防と対応
- ・その他の自然災害における予防と対応

15 虐待防止のための措置に関する事項

保育園は、虐待が疑われる場合には**通告する義務**があります。気になることがありましたら、下記と連携して対応します。

- ・長野県佐久児童相談所 (0267-67-3437)
- ・東御市福祉課福祉援護係 (0268-64-8888)
- ・東御市子ども家庭支援課 (0268-71-0450)

16 個人情報の使用について

- (1) 入園案内やホームページ等で写真を掲載することがあります。(個人が特定されることはありません。)
- (2) 日々の保育の様子をお伝えするため、ドキュメンテーションを活用した写真を掲示します。
- (3) 小学校への円滑な移行が図れるよう、入学する予定の小学校との間で情報を共有します。
- (4) 他の保育園等へ転園する場合、その他兄弟が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な情報を共有します。
- (5) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

17 その他

- (1) 保育所内での写真撮影は原則禁止です。公開する保育行事については撮影可能ですが、保護者が記録する写真、ビデオ等については、保育所の個人情報保護方針の主旨をご理解いただくとともに、むやみに第三者への提供（SNS、動画サイト、ブログへの投稿）を行わないようにしてください。ご家族でない方が映っている映像を、本人の同意を得ずに第三者に公開することはできません。
- (2) この重要事項説明書に記載してあるほか、『保育園のしおり』にも保育園での大事なことが記載してありますので、内容についてのご理解、ご協力をお願いします。